

## 個人情報保護法における同意規制の在り方について（意見）

令和7年3月5日  
厚生労働省 医政局  
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

貴委員会が本年2月5日に公表した「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」のうち、1（1）で示した統計情報等の作成にのみ利用する場合の同意規制の在り方（以下「本考え方」という。）について、適切なガバナンスの下でのデータ利活用を促進するという基本的な方向性には賛成する一方で、医療データの性質等を踏まえた懸念点があるため、今後の検討プロセスについて下記のとおり意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 懸念点について

○ 本考え方では、「統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等」を条件に、「本人同意なき個人データ等の第三者提供」（以下「本特例」という。）及び「公開されている要配慮個人情報の取得」を可能とはどうか、との提案がなされている。

しかしながら、本特例については、

- ・ 対象となる「個人データ等」の内容の詳細
- ・ 「統計情報等の作成」の範囲や、特例を適用可能とする場面・条件の詳細
- ・ 「特定の個人との対応関係が排斥された統計等情報等の作成や利用」を担保するための措置
- ・ 本人同意なく第三者提供を可能とするための手続きの詳細

が明らかでなく、本特例の導入の妥当性について十分検討できない。

○ 特に、担保措置については、一定の事項の公表や当事者間の書面による合意といった要素は示されているが、提供先及び提供元において適切なガバナンスが確保される仕組みとなっているか定かではない。外形的な要件のみならず実質的なガバナンスが確保されなければ、本特例の悪用や濫用を招き、個人の権利利益の侵害にもつながるおそれがある。

さらに、本考え方では、本人同意以外に、本人への通知やオプトアウト<sup>1</sup>等の本人関与の機会の在り方や、本特例の適用可否・適切な保護措置等を審査・監督す

<sup>1</sup> 次世代医療基盤法では、事業者の認定制度等を設けた上で、認定作成事業者による医療情報の取得に際して丁寧なオプトアウトを実施することが求められている。また、EUのEHDSでは、ヘルスデータの取得や第三者提供に関して本人のオプトアウトの権利の保障を必要とする規定が設けられている。

る機能の有無についても言及がなく、本人の権利利益の保護が十分に図られる仕組みとなっているのか不明である。

- 医療分野においては、電子カルテに含まれる病歴・健康状態に関する情報やゲノムデータ等については、医学研究にとって有用なデータであり利活用のニーズが大きい一方で、機微性が高く、かつ、本人の意思による事後的な内容の変更・修正が困難という性質を持つ。

そのため、漏えいや不正利用が発生した場合に差別や偏見など個人の権利利益の侵害につながるおそれ大きいだけでなく、顕名のまま、本人の関与なく不特定多数に提供・取得されること自体について、国民が不安感・不信感を抱くおそれがあることから、これらの詳細に関する説明が十分になされない中で制度の見直しに向けた議論が先行していくことに対して非常に懸念がある。

## 2. 今後の検討プロセスについて

- 本考え方については、本年2月5日に初めて示された内容であり、また、データ利活用の方針・本人の関与の在り方を抜本的に見直すことにもつながり得るものとする。

改正法案の国会提出前に、関係省庁や医療分野を含む関係団体等に説明するとともに、広く国民からの意見を求めるなど、オープンなプロセスで丁寧に議論していただきたい。

以上

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

個人情報保護法改正案における統計特例と医師の守秘義務について

○医師法上の守秘義務について

医師法においては、17条の3に関連する規定がありますが、当該規定は、臨床実習中の医学を専攻する学生を対象にしたものであり、医師一般には適用されません。

○刑法上の守秘義務について

刑法134条は、医師等が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則について規定しているところ、「正当な理由」があるか否かは、個別の事案において、手段の相当性等の諸般の事情に照らして判断されることとなります。

このため、今般の個人情報保護法改正案に盛り込まれている統計特例に基づく第三者提供は、直ちに違法性が阻却されるとは言えないが、個別の事案において、第三者提供行為の相当性等を考慮して違法性阻却事由の有無が判断されることとなります。

厚生労働省としては、目的の制限をはじめ、提供元・提供先における一定事項の公表、目的外利用・第三者提供の禁止、安全管理措置の義務付け、課徴金の制裁といった、統計特例に基づく第三者提供に係る各要件を満たす第三者提供行為であることは、相当性を判断する上で、これを肯定する要素の一つになるものと考えています。

(参照条文)

○医師法（昭和23年法律第201号）

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、共用試験に合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

第十七条の三 前条の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同条の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

○刑法（昭和40年法律第45号）

(秘密漏示)

第三百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

※手書き部分は長妻昭事務所加筆

令和8年5月26日  
法務省刑事局

個人情報保護法改正案における統計特例と医師の守秘義務について

- 個人情報保護法改正案における統計作成等の例外については、医師が個人情報を提供する相手方に関し事業に係る規模要件が存在しないことから、医師が、氏名・住所等の情報を含んだ患者の病歴情報を企業だけでなく個人事業者にも開示し得ることになるところ、医師による第三者への個人情報提供行為は、個人情報保護法改正案に定められた統計作成等の例外に関する要件を満たせば、刑法134条1項の秘密漏示罪に当たらないこととなるのか。

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難である。

その上で、一般論として申し上げますと、刑法134条1項の秘密漏示罪は、

- ・ 医師等が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

に成立し得るものとされており、同項の「正当な理由」の有無は、諸般の事情を考慮して個別具体的に判断されるものと考えられる。

今般の個人情報保護法改正案の解釈・適用に係る事柄については、当局としてお答えする立場にないが、理解しているところを前提にお答えすると、医師による第三者への個人情報提供行為について、個人情報保護法改正案に定められた統計作成等の例外に関する要件を満たす場合に「正当な理由」があると認められるか否かについても、個別の事案に応じて、当該第三者への提供行為の相当性に関わる事情等の諸般の事情を考慮し、個別具体的に判断されることとなるものと考えられる。

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

令和8年5月27日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

要配慮個人情報に該当する情報

種類	内容
人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。
信条	個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含む。
社会的身分	ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位
病歴	病気に罹患した経歴
犯罪の経歴	前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実
犯罪被害	犯罪の被害を受けた事実

(出典) 令和8年4月衆議院調査室 第221回国会(特別会) 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会参考資料「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出台54号)について」より抜粋

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」  
に対する意見書

令和 7 年 3 月 14 日  
公益社団法人 日本医師会

貴委員会が本年 2 月 5 日以降、順次公表している「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」において、個人情報保護法の改訂方針が提示されています。

同文書の 1 (1)において示された「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成にのみ利用することが担保されていること等を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供を可能としてはどうか」との考え方には、国民の健康・生命を預かり、日々、細心の注意を払いながら、機微性の高い患者の医療情報を扱っている医師の団体である日本医師会として、個人情報保護の観点から、大いに懸念がありますので、下記の通り、意見を提出いたします。

記

1. 要配慮個人情報本人同意なく第三者提供されることについての懸念

「個人データ等」には、当然ながら医療情報等の要配慮個人情報も含まれていますが、従来要配慮個人情報については、間違っても国民一人一人の不利益につながることはないよう、非常に慎重に取り扱われてきたところです。

例えば、現在国が進めている医療 DX においては、目の前の患者により良い医療を提供する目的であっても、オンライン資格確認等システムによる確実な本人確認と本人同意の取得なしには、医師は当該患者の過去の医療情報を閲覧することはできない仕組みとなっており、患者の権利が担保されています。

医療提供という一次利用においてさえ、このように厳格に医療情報を扱っている現状に対して、顕名の要配慮個人情報本人同意なく第三者提供し、二次利用が可能となり得る今回の案は、最終的に統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されればという条件付きであっても、著しく乖離しており、俄かに容認できるものではありません。

同文書では、統計情報等の作成にのみ使用されることを担保する観点から、個人データ等の提供先・提供元における一定事項の公表や目的の合意、目的外利用及び提供先からの更なる第三者提供の禁止を義務付けることを想定するとされています。しかし、利用目的となる統計情報等について、特定の個人との対応関係が排斥されているか否かを、誰が確認し、責任を負うのかを明確にする必要がありますし、プライバシーやセキュリティについて十分に理解していない民間事業者も含まれる個人情報取扱事業者に対して、要配慮個人情報の第三者提供を公表のみで認めることは極めて危険であると考えます。

※手書き部分は長妻昭事務所请加筆

とりわけ、医療機関が個人データ等の提供元となり得ることで、長年築き上げてきた医師と患者の間の信頼関係、ひいては政府と国民の間の信頼関係が損なわれるような事態を招くことは決してあってはなりません。

また、医療情報だけでなく、他分野における機微性の高い個人情報に関しても、同様の懸念があります。

## 2. 今後の検討の進め方についての要望

同文書では、「対象となる個人データ等の具体的な範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則等で定めることを想定している」「今後、本文書の内容も踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくことにする」とされていますが、そもそも、本考え方（案）を公表する前に、ステークホルダーと議論すべきであり、このような進め方は極めて遺憾と言わざるを得ません。

今後、同文書の考え方がなし崩し的に既成事実化されることがないように、貴委員会から本会等の医療関係団体及び機微性の高い個人情報を扱う他分野のステークホルダーに対する説明や議論の場を設けていただくことや、広く国民に対する丁寧な説明や意見聴取を行っていただくことを強く要望いたします。

以上

2/2

※手書き部分は長妻昭事務所で加筆

## 英国、50万人分の医療データ流出 中国アリババのECサイトに出品

2026/04/24 03:11 日経速報ニュースアーカイブ 676文字

【ロンドン=江淵智弘】英政府は23日、国内の50万人分の医療データが流出し、中国のアリババ集団の電子商取引（EC）サイトに出品されていたと発表した。英政府が資金支援するデータベース「UKバイオバンク」から中国の研究機関を経由して漏洩した。

電子政府・データ担当のマレー閣外相が議会で説明した。アリババのECサイトに3件の出品を確認したとUKバイオバンクの運営者から報告を受けたという。そのうち少なくとも1件には50万人全員のデータが含まれていた。

氏名や住所といった個人の特定に直接つながる情報は削除されているものの、性別や年齢、社会的地位、生活習慣、血液などの検体に関するデータを含んでいた可能性がある。「個人の特定が100%できないとは言い切れない」と述べた。

データが購入された事実は確認されず、すでにサイトから削除されている。

出品されたデータはいずれも中国の研究機関がUKバイオバンクからダウンロードしたもののようだと話した。研究機関による取得後に出品に至った経緯はわかっていない。UKバイオバンクは3機関のアクセス権を取り消した。

マレー氏は「中国政府とアリババは問題の対処に非常に積極的に協力してくれている」と語り、国家ぐるみのデータ流出ではないとの見方を示した。

UKバイオバンクは英国に住む50万人の健康状態や遺伝子情報を蓄積し、認定を受けた世界の研究機関や研究者に提供している。60カ国以上の2万2000人を超える研究者が心臓病やがん、認知症などの研究に活用している。

流出を受け、安全対策が整うまでデータ提供を一時的に停止した。

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報(以下「情報」)の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.

※手書き部分は長妻昭事務所请加筆

令和8年5月27日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料